# 三宅村地域おこし協力隊募集要項

東京から南に約 180km、火山が生み出すダイナミックで再生する力強い自然とともに生きる三宅島。

人口約 2,100 人の三宅島は、基幹産業である農業、漁業、観光業、建設業をはじめ、多様な仕事で成り立っています。

このたび、三宅島の魅力をより広めるお手伝いをいただきたく、移住・定住促進分野および起業型（宿泊業）分野で募集を行います。

あなたの知識や経験、好奇心を是非三宅島で活かしてみませんか？

雄大な自然に囲まれながら、島民とともに学び、活動していただける方のご応募をお待ちしております。

## １　活動概要

### ① 移住・定住促進分野

三宅村では過疎化が深刻な問題となっており、解決策として島ぐらし体験事業を実施しています。これまでに島ぐらし体験事業を通じて、約 3 人に 1 人が移住しています。

地域おこし協力隊員は、島ぐらし体験事業のサポートを行うほか、日々の島ぐらし情報等を発信し、ノウハウを引き継ぎつつ移住・定住促進に貢献していただきます。

・移住・定住相談窓口の運営サポート
・三宅村島ぐらし体験事業サポート（ワード・エクセル・パワーポイント等使用）
・島内の求人調査や島暮らし情報の発信

### ② 起業型地域おこし協力隊（宿泊業）

三宅村の主要産業である宿泊業は、人口減少・高齢化に伴い廃業等による宿泊施設の減少が課題となっています。そのため、起業型地域おこし協力隊として、任期中に地域協力活動を行いながら、宿泊業の開業・運営ノウハウを学び、最終的に宿泊業での起業を目指していただきます。

・各宿泊施設で就労しながら運営ノウハウを学ぶ
・各関係団体と密に連携し、起業や事業承継の模索・意見交換
・地域のニーズに応じた宿泊施設の企業計画を立案し、実現に向けたステップを踏む

２　募集対象
・委嘱日時点で 20 歳以上 50 歳以下の方
・3 大都市圏などの都市地域に住民票を有し、委嘱後に三宅村に住民票を移すことができる方
・性別は問いません
・普通自動車免許を取得している方
・パソコン操作が可能な方
・心身ともに健康な方
・協調性があり、島暮らしを楽しみながら島民と協力して新しいことに挑戦できる方
・任期終了後も三宅村での定住に意欲のある方

３　募集人数
・若干名

４　活動場所
・三宅島内（一部、業務によっては島外出張の可能性もあります）

５　活動拠点
① 自宅及び三宅村役場
② 活動計画に基づき活動拠点を決定

６　活動時間
・1 日 7 時間（時間帯は分野によって異なります）
・活動日数は 1 月あたり 18 日を基本とします

７　任用期間・任用形態
・三宅村地域おこし協力隊として三宅村が委嘱します
・雇用契約は無し
・委嘱の日から 1 年とし、1 年毎に延長が可能ですが、最長 3 年とします

８　報償費
・266,000 円/月（賞与の支給はありません）
※活動日数によっては支給額を調整することがあります

９　待遇・福利厚生
・住居は委嘱期間中、住宅手当があります（最大 3 万円）
※引っ越しに係る費用、光熱水費は自己負担となります
※ペットの受入れはできませんので、ご了承ください

・車両は原則自宅勤務となるため、ご自身でご用意をお願いします
・自宅勤務のため、ご自身でパソコンのご用意をお願いします
・村との雇用契約は無いため、健康保険料、国民年金等は自己負担となります
・その他活動に必要なもの、経費については相談の上、予算の範囲内で決定します

１０　応募受付期間
・随時（対象者が決まり次第、締め切ります）

１１　応募方法
・提出書類
①　応募履歴書（三宅村ホームページからダウンロード可能です）
②　住民票の写し
③　運転免許証の写し
④　起業型宿泊業については、上記の他、レポート提出（課題「私が目指す宿泊業について」）
※1000 字程度で作成してください（A4 サイズ、書式自由）
※ご自身で行う起業の内容と起業後の展開などを詳しく記載してください
・提出方法　郵送または持参
・その他
① 応募に係る費用は全て自己負担となります
② 提出された書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用いたしません

１２　選考方法
①　第 1 次選考（書類審査）
・受付終了後、書類審査により 1 次選考を行います
・選考結果は、直ちに応募者全員にメールにてお知らせいたします
②　第 2 次選考（面接）
・第 1 次選考合格者を対象に三宅島において面接試験を実施します
・第 2 次選考会場までの交通費等は応募者の負担になります
③ 結果の通知
・第 2 次選考終了後、文書にて個別に通知します